

環境しょうばら

No. 5

次世代へつなぐ 庄原の里山環境

発行日	令和5年8月4日
発行元	環境建設部環境政策課
TEL	0824-72-1398
FAX	0824-72-5517
mail	Kankyo- seisaku@city.shobara.lg.jp

家電6品目の廃棄・戸別収集について

家電リサイクル法は、特定の家電製品を回収し、廃棄物の減少及び資源の有効利用を促進するために制定された法律です。

●エアコン●テレビ●電気冷蔵庫●電気冷凍庫●電気洗濯機●衣類乾燥機の6品目は製造業者に回収が義務付けられており、廃棄する場合は所有者に引き取り料金の負担が求められます。

廃棄に当たっては、以下の手続きをお願いします。

- **買い替え**をする場合・・・買い替えをするお店へ使わなくなった製品の引き取りを依頼してください
- **処分だけ**する場合・・・購入したお店へ処分する製品の引き取りを依頼してください
- **引き取りを依頼出来ない**場合・・・処分する前に家電リサイクル料金を支払う必要があります。

1. 事前準備

処分予定の家電についてメモする（リサイクル料金を支払う際に必要な情報です）

メモする内容：●メーカー名 ●画面のサイズ（テレビの場合） ●内容積（冷蔵庫・冷凍庫の場合）

2. メモを持って、郵便局で家電リサイクル料金を支払う

※一部の簡易郵便局では家電リサイクル券の取り扱いがない場合がありますので、事前にお近くの郵便局へご確認ください。

- (1) 貯金窓口で家電リサイクル券をもらう
- (2) メモした内容を家電リサイクル券に記入する
- (3) 貯金窓口で家電リサイクル料金を支払う

3. 家電リサイクル券（現品貼付用紙）と家電を持って、いずれかで処分する

方法① 自分で引き取り業者へ持ち込む

自分で引き取り業者へ持ち込みをする場合は、次の場所に持ち込みをしてください。

岡山県貨物運送(株) 三次営業所

三次市東酒屋町 306-40 【三次工業団地内】
☎0824-62-1273

西濃運輸(株) 三次営業所

三次市三次町 1642-1 【もののけミュージアム（三次文化会館跡地）北隣】
☎0824-62-4441 家電リサイクル専用番号

方法② リサイクルプラザ・東城クリーンセンターへ持ち込む（収集運搬料金：2,610円/台）

リサイクルプラザ【平日、第2・4日曜日 9時～15時】※12時～13時の持込は出来ません。
〒727-0003 是松町 20 番地 25 ☎ 0824-72-1398

東城クリーンセンター【平日、第2・4日曜日 9時～16時】※12時～13時の持込は出来ません。
〒729-5122 東城町久代 6671 番地 2 ☎ 08477-2-0214

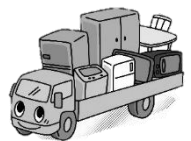
方法③ 戸別収集を申し込む（環境政策課または、各支所にお申し込みください。）

- 申込締切：【前期】令和5年9月8日（金）まで（9月20日～29日に収集）
【後期】令和6年2月9日（金）まで（2月20日～29日に収集）

- 申込時に必要な情報：●住所・氏名・電話番号●家電の種類、大きさ、台数

- 注意事項とお願い

- ・ 収集日までには、郵便局の貯金窓口で家電リサイクル料金の支払いを済ませてください。
- ・ 当日は収集運搬料金（3,660円/台）を現金でお支払いいただきます。



残置物の適正な処理のお願い

一般廃棄物処理業の許可を得てない業者が廃棄物の処理をすることは法で禁じられています。

建築物の解体・リフォーム工事等の際に残された不要家具・廃家電等（「残置物」と言います）は、**廃棄物処理法に則って「所有者」が適正に処理する必要があります。**
不要家電・廃家電等が残置物とならないよう、解体・リフォームが完了する前に処分しましょう。

- ◆ 家庭の残置物は「一般廃棄物」となります。庄原市が許可した収集運搬業者に処理を依頼してください。
- ◆ 解体業者、不用品回収業者など、庄原市の一般廃棄物処理業の許可を得てない業者（※1）が、処理をすることは法律で禁じられています（※2）。

※1【産業廃棄物処理業の許可】・【解体工事業の許可】・【古物商の許可】では、一般廃棄物の処理はできません。

※2 罰則：5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又は、その併科



事務所等、事業活動によって発生した残置物の場合

◆ 事業所の残置物は、廃棄物の種類及び性状によって「一般廃棄物」又は「産業廃棄物」となります。それぞれ、次に示す業者へ処理を委託し適切な処理をお願いします。

- ◎ 一般廃棄物：一般廃棄物処理の許可業者又は市町村から処理を委託した業者
- ◎ 産業廃棄物：産業廃棄物処理の許可業者

◆ 建築物の所有者等が上記以外の業者に廃棄物の処理を委託することは法律で禁じられています（※3）。

※3 罰則：3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はその併科

《詳しくは、環境政策課又は、最寄りの支所へお問い合わせください。》

環境標語（令和4年度環境標語コンクール）

選ぼうよ リサイクルされた 商品を



山内小学校4年 まつだ 松田 大和

